

引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費 (令和8年度当初予算)

社会保障施策に要する経費に充てる引上げ分の地方消費税額 83,339百万円

1. 社会保障施策の充実(60,653百万円)

(単位:百万円)

事項名	経費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国庫支出金	諸収入	引上げ分の地方消費税	その他	
子・子育て	子ども・子育て支援給付費	45,194	0	0	33,678	11,516
	地域子ども・子育て支援事業費	8,674	0	0	6,533	2,141
	児童保護措置費	6,773	3,341	28	557	2,847
高の無償教育化	県設立公立大学法人授業料等減免事業費	633	0	0	633	0
	私立専門学校授業料等減免事業費	5,951	2,975	0	2,976	0
医療・介護	後期高齢者医療負担金	90,521	0	0	989	89,532
	国民健康保険助成費	47,083	0	0	3,829	43,254
	難病等対策費	5,854	2,899	0	2,852	103
	地域医療総合確保事業費	6,350	4,341	62	1,947	0
	介護給付費負担金	67,067	0	0	5,151	61,916
	介護保険地域支援事業交付金	4,497	0	0	551	3,946
	地域介護総合確保事業費	2,784	1,856	0	928	0
	診療報酬の充実	30,790	6,095	4	29	24,662
合計	322,171	21,507	94	60,653	239,917	

※ 診療報酬の充実分については、「後期高齢者医療負担金」、「国民健康保険助成費」及び「難病等対策費」は、各々の項目に計上。診療報酬の改定分のみの事項は、「診療報酬の充実」に計上。

2. 社会保障施策の充実以外の使途(22,686百万円)

- 社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費に充当。